

利用者宅の物品の扱い

訪問介護サービスでは、利用者宅の物品を使用し活動を行います。利用者宅の物品は丁寧に扱うことは基本ですが、事業所の規定に基づき物品を預かり・使用し、破損等事故があった場合は、ただちに事業所に報告し、指示に従いましょう。

- 古くて壊れそうな家電製品や用具については「古くて壊れそうで危険である」ということを、事業所に報告し、利用者本人や家族に買い換えを依頼してもらいましょう。
- 高価な物、壊れやすいものは、あらかじめ他の部屋に移動、もしくは収納してもらおうよう依頼しましょう。
- 鍵を預かる場合は、預かり方や保管方法等、事業所の取り決めを守り、紛失しないよう注意しましょう。
- 買い物代行については、事業所の規程に従い、利用者にしっかり確認してもらい金銭の受け渡しを行いましょう。
- 火の始末には十分注意をし、元栓の開閉等手順を間違えないよう注意しましょう。
- 食品の保存は冷蔵庫に入れる等保存方法に留意し、消費期限が切れている物を発見した場合は、利用者の許可を得て廃棄するようにしましょう。

利用者宅物品等チェックリスト

- 入室・退出手順（鍵・元栓等）は、取り決め通りですか。
- 使用した物は元の場所に戻しましたか。
- 危険物の取り扱い、収納場所は取り決め通りですか。
- 普段と違う物品を使用する場合、利用者・家族に確認しましたか。